

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		国土交通省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
海技教育機構	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導型)	船員養成・再教育事業					中期計画に基づき、人材・拠点の活用及び管理事務の効率化等により、一般管理費6%、業務経費2%の経費削減を図る。	交通政策審議会海事分科会及び平成18年度に設置された「船員教育のあり方に関する検討会」を踏まえ、組織の簡素化、定員の適正化、業務の外部委託など、組織面について一層の、合理化、効率化を図る。
	資産債務型						平成18年度において海技大学校及び海員学校との統合を図り、宮古校の専修科への切り替え、上級海技士資格取得コースの見直し等、海運業界のニーズ対応と学校運営の効率化の観点から事業の見直しを図っているところであり、今後、船員教育のニーズに合わせた養成課程の不断の見直しを行う。また、授業料の段階的引き上げによる自己収入の増額を図る。	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表「その2」

法人名		独立行政法人海技教育機構		府省名	国土交通省	
沿革		旧独立行政法人海技大学校は、昭和20年4月、運輸通信省に海上実歴のある船員に対し船舶運航に必要な学術・技能を教授する総合的再教育機関として海技専門学院を設置、昭和36年海技大学校と改称した後、平成13年4月中央省庁等改革の一環として独立行政法人に移行。 旧独立行政法人海員学校は、昭和14年、高等小学校卒業者を対象とした普通船員の幹部養成のため、逓信省に海員養成所を設置、昭和27年に海員学校と改称。平成4年の学制改革により、主として内航船舶職員の養成を行うこととなった後、平成13年4月中央省庁等改革の一環として独立行政法人に移行。 政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成16年12月10日付け政委第28号)において、海技大学校と海員学校との統合という方向性が指摘され、それを踏まえ平成18年4月1日独立行政法人海技大学校と独立行政法人海員学校が統合して発足。				
役職員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数（実員）	
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
		3人(理事2名以内を含む。)	3人(理事2名以内を含む。)	0人	213人	
国からの財政支出額の推移 (17～20年度) (単位：百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	1,986(海員学校) 1,109(海技大学校)	2,932	2,817	2,965	
	特別会計	0	0	0	0	
	計	3,095	2,932	2,817	2,965	
	うち運営費交付金	1,823(海員学校) 1,109(海技大学校)	2,932	2,817	2,807	
	うち施設整備費等補助金	163(海員学校) 0(海技大学校)	0	0	158	
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	
支出予算額の推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		2,022(海員学校) 1,160(海技大学校)	3,056	2,960	3,108	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度)		平成17年度		平成18年度		
		海員学校＝△347(利益剰余金5) 海技大学校＝314(国庫返納金304、次期中期期間へ繰越10)		海技教育機構＝△332(利益剰余金5、平成17年度海技大学校繰越金10を充当)		
		平成16年度の海員学校沖縄校業務停止に伴う固定資産に関する評価損及び売却損				
発生要因						
見直し案		繰越欠損金の減少に向けて、各年度における利益剰余金を損失の補填に着実に充当するなど、適正な処理を行う。				
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位：百万円)		平成17年度		平成18年度		
		0(海員学校) 0(海技大学校)		227		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		2,372(海員学校) 1,214(海技大学校)	3,772	3,423	3,413	

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	中期計画5年間に、一般管理費6%、業務経費2%を削減することにより（91百万円）、授業料の段階的値上げにより（66百万円）の実施コストが減となる。
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	中期目標の業務運営の効率化に関する事項として、数値目標として中期目標期間中に一般管理費及び業務経費について各々6%、2%程度を抑制することとされている。また、業務の民間開放を積極的に推進することとされている。 ○ 18年度実績として ・一般管理費について、約2%を抑制 ・業務経費について、5年間で2%を抑制するために、初年度において対予算比約27%を抑制 ・業務委託契約により、海事英語訓練の民間開放を実施

総括表 [その2-2]

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		国立小樽海上技術学校	国立宮古海上技術学校	国立館山海上技術学校	国立唐津海上技術学校
	所在地		北海道小樽市桜3-21-1	岩手県宮古市磯鶏2-5-10	千葉県館山市大賀無番地	佐賀県唐津市東大島町13-5
	職員数		15人	17人	16人	18人
	支部・事業所等で行う事務・事業名		船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	35 (-0.52)	21 (-0.35)	33 (-0.52)	16 (-0.29)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	39 (-0.52)	24 (-0.35)	38 (-0.52)	21 (-0.29)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		国立口之津海上技術学校	国立清水海上技術短期大学校	国立波方海上技術短期大学校	海技大学校
	所在地		長崎県南島原市口之津町丁5782	静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	愛媛県今治市波方町波方甲1634-1	兵庫県芦屋市西蔵町12-24
	職員数		14人	23人	14人	57人
	支部・事業所等で行う事務・事業名		船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業	船員養成・再教育事業
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	21 (-0.32)	50 (-0.75)	15 (-0.33)	135 (-2.35)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	25 (-0.32)	61 (-0.75)	24 (-0.33)	196 (-2.35)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		海技大学校児島分校			
	所在地		岡山県倉敷市児島味野4051-2			
	職員数		8人			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		船員養成・再教育事業			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	33 (-0.58)			

	水 額 (百 万 円)	支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	49 (-0.58)			
--	-------------------------	-----------------------------	---------------	--	--	--

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型・資産債務型
事務・事業名		船員養成・再教育事業
事務・事業の概要		船員（船員であった者及び船員になろうとする者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	2,965百万（148百万）
	支出予算額 （対19年度当初予算増減額）	3,108百万（148百万）
事務・事業に係る定員（19年度）		219人
①	民間主体による実施状況 （同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等）	主たる養成対象である内航船員の養成については、民間主体による同種事業の実施はない。また、実務教育等については、一部民間企業において実施している例があるが、当該法人のように、船員の確保・育成に係る国の政策課題に対応し、総合的に実施している所はない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	独立行政法人海技教育機構（以下、「海技教育機構」という。）は、主として内航船員の新人養成及び内・外航船員のキャリアアップのための実務教育など船員の再教育を実施している。 四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な役割を果たしている。 これら我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持する観点から、日本人船員を安定的に確保・育成して行くことは「海洋国家」である我が国において死活的に重要な課題であり、国の責任において実施していく必要がある。 海技教育機構は内航船員の最大の供給元であり、本事業が廃止されれば内航海運の維持に死活的な影響があるとともに、内航業界においては、船員の高齢化が進展するとともに船員数の減少が続いており、近い将来船員不足が深刻化する恐れがあることから、交通政策審議会海事分科会の審議を踏まえ平成20年度から船員の確保・育成のための施策を本事業と一体となって強力に実施することとしていることから、本事業の廃止はできない。 また、実務教育は、安全運航の維持や船員のキャリアアップに不可欠な技術レベルの向上を図るための教育であり、一部の大手外航船社を除き、外航中小、内航船社のほぼ全部は経費負担能力やマンパワーがないことから自力では実施できず、廃止されれば船舶の安全運航に重大な支障を招く。 したがって、本業務が廃止されれば、安定的な船員の供給が図れなくなることにより、結果的に国内外の安定的な海上輸送の確保に支障を来し、国民生活や社会経済の安全・安心に著しい悪影響を及ぼすこととなる。
	② 事務・事業の位置づけ （主要な事務・事業との関連）	主要業務
	事業開始からの継続年数	68年
	③ これまでの見直し内容	国の政策、海事業界のニーズにより柔軟に対応し、また、学校経営の効果化を図る観点から下記のとおり見直しを行ってきている。 ①沖繩校の廃止 本科校6校のうち沖繩校については、入学定員割れが続き回復の見込みがないこと、就職についても県内船社からの求人ほとんどないことから、平成15年度の生徒募集を停止、17年度に廃校とした。 ②司ちゅう・事務科の廃止 船舶の供食体制の変化に伴い、平成17度末をもって同課程を廃止した。 ③宮古校の専修科への切替 養成定員を専修科へ重点化するため、平成19年度の宮古校本科の募集を停止、平成20年度に専修科を開校するため地元関係機関と調整する等準備を進めている。 ④海上技術科、海技士科、講習科の効率化と新課程の設置 各科における類似する課程の一体的実施、各課程の定員のスリム化等により業務効率の向上を図る一方、水先法等法改正及び船員確保・育成の政策に対応して、それぞれ、水先コース・船舶保安管理者コース及び新六級航海コース等を新設し、国策・ニーズに対応している。

(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	④	国の重点施策との整合性	四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な役割を果たしている。 これら我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持する観点から、日本人船員の安定的な確保・育成は「海洋国家」である我が国における死活的に重要な課題であり、国の責任において実施していく必要がある。 また、外航業界においては、海運における国際競争力を確保するという観点から、外国人との混乗化が進み、日本人船員はピーク時(1974)の57,000人から約2,600人へと20分の1以下に減少し、内航業界においては、船員不足が顕在化する中、高齢化が進み71,000人から約30,000人へと減少しており、今後の生産労働人口の減少や少子高齢化の進展を踏まえると、育成に長期間を要する船員の確保・育成は今や喫緊の課題となっている。 このような状況に基づき平成19年2月には、国土交通大臣より交通政策審議会に対し「今後の安定的な海上輸送のあり方について」の諮問がなされ、同審議会海事分科会にヒューマンインフラ部会を設け、優秀な日本人船員(海技者)の確保・育成策について審議中であるが、審議を踏まえ平成20年度から内航船員をはじめとする船員の確保・育成のための施策を本事業と一体となって強力に実施することとしている。 また、本年7月に施行された「海技基本法」において、国は海上輸送の効率のかつ安定的な確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保等の措置を講ずるよう規定されており(第20条)、海技教育機構が内・外航海運を担う船員の養成を実施すること及び船員のキャリアアップが容易となるよう、また、船員の技能レベルを高度に引き上げるよう実務教育などの再教育を実施することは、優秀な日本人船員の確保・育成という国の重点施策にまさしく合致するものである。
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者は、一義的には在学する学生、生徒及び海事関連企業ではあるが、四面を海に囲まれた我が国において、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を担っている海運が、船舶の運航に従事する船員によって支えられ、国民生活、国民経済を維持するうえで欠くことのできない存在であることを踏まえれば、「海洋国家」である我が国にとって、受益者は国民全体であり、船員の確保・育成は国の責務である。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	船員の養成及び再教育は多額の費用を要するものであるが、学生、外航中小船社、内航船社の負担能力は低く(船社においては元来、自社で教育を行う余裕がないため法人に依頼している)下記のとおり財政支出の依存度は高い。 (国費/事業費=2,965百万/3,108百万)
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載
	③	諸外国における公的主体による実施状況	諸外国においても、船員教育は国が主体となって実施している。 (例) アメリカ 授業料は、国立は無料、州立は有料 ドイツ 授業料は無料 デンマーク 授業料は無料
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	海技教育機構は学生及び生徒に対する「船舶の運航に関する学術及び技能の教授(船員養成・再教育)」を行うことを目的とした法人である。 平成13年の独立行政法人として発足以来、多くの学生及び生徒に海技資格を取得させ、海事関連産業へ優秀な人材を送り出しており、財政支出に見合った効果が得られている。 ※「船員養成・再教育」の実績は別添のとおり、
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		真に不可欠

事務・事業の見直し案（具体的措置）		中期計画に基づき、人材・拠点の活用及び管理事務の効率化等により、一般管理費6%、業務経費2%の経費削減を図る。平成18年度において海技大 学校及び海員学校との統合を図り、宮古校の専修科への切り替え、上級海技士資格取得コースの見直し等海運業界のニーズ対応と学校運営の効率化の 観点から事業の見直しを図っているところであり、今後も、船員教育のニーズに合わせた養成課程の不断の見直しを行う。また、授業料の段階的引き上げ による自己収入の増額を図る。		
		行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		
		行政サービスコストが減少		
		理由		
		授業料収入の増加に伴い業務費用の控除額が増加、経費の節減に伴い業務費用が減少するため		
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	
	可	事業性の有無とその理由		
		民営化を前提とした規制の可能 性・内容		
		民営化に向けた措置		
		民営化の時期		
	否	民営化しない理由	四面を海に囲まれた我が国においては、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民生活、国民経済を支える上で重要な 役割を果たしている。 我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員により支えられており、海上輸送の安定性、安全性、信頼性を維持す る観点から、日本人船員を安定的に確保・育成して行くことは「海洋国家」である我が国において死活的に重要な課題であり、国の責任において実施してい く必要がある。 本年7月に施行された「海洋基本法」においては、国は海上輸送の効率的かつ安定的な確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保等の措 置を講ずるよう規定されている(第20条)ところである。 本事業はこれら国の船員の確保・育成に係る政策と一体となって進める必要があり、それが可能な体制をとっておく必要があるが、当該法人は、収益性 は低いがこれら国の政策を進める上で不可欠な機関である。 また、本事業は、費用面から、事業性(採算性)を有さず、仮に民営化した場合には、採算性の観点から、学生等の負担が多くなり、船員志望者を減少 させ、船員の確保が困難となるおそれがある。 したがって、本業務が民営化されれば、安定的な船員の供給等、国の政策の適切な遂行が図れなくなることにより、結果的に国内外の安定的な海上輸送 の確保に支障を来し、国民生活や社会経済の安全・安心に著しい悪影響を及ぼすこととなる。	
	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	
			入札実施予定時期	
			事業開始予定時期	
			契約期間	

		否	導入しない理由	独法として民間開放を可能な限り推進していく必要があるが、海技教育機構の船員養成・再教育事業は船舶職員に共通に必要な船舶の運航に関する基礎的知識・技能を習得させること、その実施にあたっては、公正性・中立性及び均質性を維持し、特定船社のニーズに左右されないことが必要であること、さらに、船員の確保・育成には、教育の継続性・安定性が不可欠であること等を踏まえた対応が必要であるため。
--	--	---	---------	--

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		船員養成・再教育事業
	移管	移管の可否	否
		可	移管先
			内容
			理由
		否	移管しない理由 船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と航海訓練所の練習船における一元的な航海訓練により構成されている。 具体的には、座学は国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構、文部科学省が所管する商船系の学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構)で実施されており、文部科学省所管の教育機関は、主として外航船員の養成を目的とするものであり、海技教育機構においては主として内航の船員養成及び船員のキャリアアップに必要な実務教育などの再教育を目的としており、養成対象を異にした教育を実施していることから移管は困難である。 また、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、一元的に練習船により乗船履歴を付与するための実習訓練を実施しているところであり、海技教育機構が行う座学教育等業務の移管は効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。
	一体的実施	一体的実施の可否	否
		可	一体的に実施する法人等
			内容
			理由
		否	一体的実施を行わない理由 船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と航海訓練所の練習船における一元的な航海訓練により構成されているが、海技教育機構が実施している業務について他の法人で実施している所はない。 具体的には、座学は国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構、文部科学省が所管する商船系の学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構)で実施されており、文部科学省所管の教育機関は、主として外航船員の養成を目的とするものであり、海技教育機構においては主として内航の船員養成及び船員のキャリアアップに必要な実務教育などの再教育を目的としており、養成対象を異にした教育を実施していることから一体的実施は困難である。 また、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、一元的に練習船により乗船履歴を付与するための実習訓練を実施しているところであり、海技教育機構が行う座学教育等業務との一体的実施は効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	平成18年4月1日より措置済み
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	交通政策審議会海事分科会及び平成18年度に設置された「船員教育のあり方に関する検討会」を踏まえ、組織の簡素化、定員の適正化、業務の外部委託など、組織面について一層の、合理化、効率化を図る。 「船員教育のあり方に関する検討会」報告の具体的方策 ○海に関する関心を高めるための措置 ○航海訓練所及び海技教育機構の財政基盤の整備 ・自己収入の拡大 ・経営の合理化・効率化 ・運営費交付金の削減

	理由	
--	----	--

2. 運営の徹底した効率化

	①給与水準、人件費の情報公開の状況	給与水準、人件費については、「新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について(ガイドライン)」に沿って、HPに掲載しており、国民に対する説明責任を十分に果たしている。
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)	職員の対国家公務員等との給与水準の比較(ラスパイレス指数)は、94.2(平成18年度)と他の独立行政法人と比較しても極めて低い水準となっている。
	人件費総額の削減状況	予算ベースにて18年度対17年度比2.3%削減したところであるが、今後も引き続き削減に努力する。

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	②一般管理費、業務費等	現状（平成19年4月1日現在）	一般管理費804百万円・業務費2,138百万円	
		効率化目標の設定の内容・設定時期	一般管理費については中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。 業務経費については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。	
	③民間委託による経費節減の取組内容		規制改革・民間開放推進3か年計画（改定：平成17年3月25日閣議決定）による指摘（英語等のカリキュラムの民間開放）を受け、民間委託を実施している。 さらに、施設管理業務、給食業務等の民間委託を実施している。	
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		全国各校を結ぶパソコンネットワークシステムを利用して、求職求人情報の一元化、就職情報をリアルタイムで提供する等の就職情報システムを構築し、業務の効率化を図っている。	
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		随意契約の結果を含め、調達情報についてはHP等への掲載により情報公開を徹底し、透明性を確保している。	
	見直しの方向		今後も引き続き透明性の確保に努めていく。	
	関連法人	名称	該当なし	合計
		契約額	該当なし	
		うち随意契約額（%）	該当なし	
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）	該当なし	
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり	合計
		契約額	別紙のとおり	3百万円
		うち随意契約額（%）	別紙のとおり	23%
		当該法人への再就職者（随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	別紙のとおり	0人
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載			
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	一般管理費及び業務経費の抑制値、各課程の入学定員など、できる限り定量的な指標を設定している。
	今後の取組方針	指標の設定について、今後、一層の定量化及び具体化を図り、明確化に努める。
(2) 国民による 意見の活用	現状	国民の意見を吸い上げる仕組みとして、法人の運営に関する情報公開をHP等で実施すると同時に、HPに法人への意見・要望を受ける仕組みを設定している。
	今後の取組方針	国民一般の意見を受ける方法、仕組みについては全独法にある程度共通のものであることが必要かつ適当であるが、法人の特殊性を踏まえ、国、他の独法のみならず民間の手法も調査し、適切な活用を図る。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	国際的な資質基準制度の遵守や業務内容の内部評価体制の充実・強化を通じて内部統制機能を強化しているとともに、ファーストステップ研修、新管理職者研修等を実施するなど、適切な業務運営体制を整備している。
	今後の取組方針	民間及び関連機関との人事交流を進め、上記各制度及び取組の一層の充実、強化を図ることにより、適切な業務運営体制を維持していく。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	本部において学校別の収支を一括管理することにより効率化が図られている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	各学校ごとの収支管理に加え、課程別の収支管理も実施している。
	今後の取組方針	今後とも引き続き管理会計を活用し、運営の自立化・効率化・透明化を推進していく。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額（円）
	共同研究資金		件数	
	利用料			
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数 種類	
	その他		授業料等収入による財源	143,895千円
	計			143,895千円
	見直し案		授業料（実務教育以外）については、保護者の負担への配慮、人材確保上教育機関として魅力を失わないことを配慮しつつ、公立の高等学校の水準に段階的に引き上げる。	
(6) 情報公開の取組状況		最近改善した例	統合に際し、旧両法人のホームページをリニューアルしている。	
		今後改善を予定している点	継続して改善を図ることとしている。	
その他			内部評価とは別に理事長による各学校に対するスクールレビュー（教育監査）を定期的 to 実施し、養成施設としての要件（授業の実施状況、施設整備の整備状況等）及び各学校の年度計画達成状況について視察・監査を実施している。	

財政支出に見合う効果

「卒業者、海技士試験合格者及び就職者数」

(人数)

		卒業者	海技士試験合格者	就職者
平成13年度	3級海技士	21	21	15
	4級海技士	217	196	226
	司厨事務科	60		53
平成14年度	3級海技士	16	11	13
	4級海技士	228	218	200
	司厨事務科	39		36
平成15年度	3級海技士	24	17	19
	4級海技士	228	218	226
	司厨事務科	37		34
平成16年度	3級海技士	25	17	21
	4級海技士	236	220	243
	司厨事務科	38		36
平成17年度	3級海技士	32	20	29
	4級海技士	216	213	228
	司厨事務科	37		33
平成18年度	3級海技士	31	22	25
	4級海技士	249	242	274
	司厨事務科			

※海上技術学校(4級)については乗船実習科卒業者を計上した。

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
独立行政法人 海技教育機構	特定事業執行型 (試験・教育・研修・ 指導型) 資産債務型	船員養成・再教育 事業	平成16年度	2法人の事務・事業を一体的に実施(平成16年度)	「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」	①	「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み。
				非公務員化(平成16年度)	「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会」	①	「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み。
				海技大学校の船員再教育事業の入学定員について、上級資格取得の需要動向を踏まえた適切な規模へのスリム化(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)	①	統合後の中期計画に反映し、再教育事業の入学定員について平成18年度から280名から130名への減員を実施
				海員学校の船員養成事業の入学定員について、船員労働市場の需要規模に見合った規模へのスリム化、司ちゅう・事務科の在り方を抜本的に見直し(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)	② ①	・統合後の中期計画に反映し、入学定員について380名から350名体制へ移行中 ・司ちゅう・事務科については平成17年度末に廃止
				英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進すべき(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)	①	海事英語教育について平成18年度から外部委託により民間開放を実施
				教育と訓練という2つに再編成する等、その業務の効率化を検討すべき(平成16年度)	規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)	①	海技大学校と海員学校を統合し、独立行政法人海技教育機構を平成18年度に発足

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

＜関連法人関係＞

[illegible]

※当該法人の役員となった再就職者については、適宜、枠を広げて頂ければと存じます。

＜関連法人以外の契約締結先＞

[illegible]

※ 随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人海技教育機構		府省名	国土交通省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	船員養成・再教育事業				
資産との関連を有する事務・事業の内容	船員(船員であった者及び船員になろうとする者を含む。)に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。				
国からの財政支出額	平成20年度要求額 2,965百万	支出予算額		平成20年度要求額 3,108百万	
対19年度当初予算増減額	148百万	対19年度当初予算増減額		148百万	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	実物資産・金融資産については、別紙に記入。 海技教育機構の金融資産は預金及び売掛金である。 売掛金の内訳は次のとおりである。 ・18年3月に実施した教育に対する未収金であり翌月に全額回収した。 ・17年度実施の施設整備費が翌年度4月機構に入金になったため未収金となった。 海技教育機構には、実物資産及び金融資産の処分に該当する資産はありません。				

実物資産の処分に係る具体的措置(その①)

府省名：国土交通省			独立行政法人名：独) 海技教育機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
1	清水海上技術短期大学校	3	静岡県清水区折戸三丁目884番地13	1	1	45,858	5,617
2	清水海上技術短期大学校海岸施設	3	静岡県清水区折戸四丁目189番地6	1	1	1,750	326
3	波方海上技術短期大学校	3	愛媛県今治市波方町波方甲1634番1	1	3	17,542	2,058
4	波方海上技術短期大学校艇庫	3	愛媛県今治市波方町波方甲2264-17	1	3	357	157
5	小樽海上技術学校	3	北海道小樽市桜3丁目500	1	1	27,936	2,938
6	小樽海上技術学校艇庫	3	北海道小樽市築港27-10	1		560	260
7	宮古海上技術学校	3	岩手県宮古市磯鶏2-5-10	1	1	15,792	3,491
8	宮古海上技術学校艇庫	3	岩手県宮古市磯鶏第4地割沖112	1	1	580	237
9	館山海上技術学校	3	千葉県館山市大賀字上神田891-3	1	1	18,358	3,144
10	館山海上技術学校艇庫	3	千葉県館山市富士見字参号地545-5	1	1	3,361	265
11	館山海上技術学校係留施設	3	千葉県館山市富士見字参号地	1	1	274	
12	唐津海上技術学校	3	佐賀県東大島町126	1	1	19,400	2,777
13	口之津海上技術学校	3	長崎県南島原市口之津町丁5782	1	3	16,454	2,945
14	海技大学校	3	兵庫県芦屋市西蔵町12-24	1	7	12,790	6,011
15	海技大学校児島分校	3	岡山県倉敷市児島味野4051番地2	1	1	26,330	3,867

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	11,077	1,967		39		47	3	第一種中高層住	60	150	16.1
2	326	1,965		42		31	1	工業地域	60	200	9.3
3	5,680	1,968		39		47	3	無し			
4	157	1,969		38		31	1	無し			
5	5,295	1,975		31		47	3	第一種中高層住	60	200	9.4
6	260	2,001		6		31	1	工業地域	60	200	23.2
7	6,613	1,989		18		47	3	第一種住居地域	60	200	20.9
8	237	1,988		18		31	1	無し	70	400	10.2
9	6,681	1,991		16		47	3	第一種住居地域	60	200	18.1
10	265	1,993		14		31	1	準工業地域	60	200	3.9
11								無し			
12	5,511	1,973		34		47	3	第一種低層住居	70	200	14.2
13	6,406	1,976		31		47	5	都市計画区域	70	300	12.9
14	17,940	1,997		9		47	4	第一種中高層住 宅専用地域	60	200	45.5
15	6,012	1,962		44		47	2	準工業地域	60	200	11.4

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		4,430	3,121	1,201	108	63	4	1 (船員養成・再教育事業)		
2		135	122	4	9	31	4	1 (船員養成・再教育事業)		
3		548		518	30	25	4	1 (船員養成・再教育事業)		
4		4		4		20	4	1 (船員養成・再教育事業)		
5		1,050	814	230	6	17	4	1 (船員養成・再教育事業)		
6		111	13	63	35	22	4	1 (船員養成・再教育事業)		
7		899	477	398	24	15	4	1 (船員養成・再教育事業)		
8		42	17	25			4	1 (船員養成・再教育事業)		
9		1,468	780	643	45	19	4	1 (船員養成・再教育事業)		
10		148	132	15	1	16	4	1 (船員養成・再教育事業)		
11		11	10		1	16	4	1 (船員養成・再教育事業)		
12		750	414	306	30	20	4	1 (船員養成・再教育事業)		
13		244		231	13	20	4	1 (船員養成・再教育事業)		
14		1,638	4	1,570	64	185	4	1 (船員養成・再教育事業)		
15		1,939	1,730	192	17	54	4	1 (船員養成・再教育事業)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	1	施設名	清水海上技術短期大学校	用途
1/3/4/5/9 (教育施設)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の16%
敷地面積:45,858㎡
老朽度:耐用年数平成26年8月(本館)

観点2 清水区折戸地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで28億9千万円程度になる。
売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省	
No.	2	施設名	清水海上技術短期大学校海岸施設	用途	9 (船舶係船施設)

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の9.3%
敷地面積:1,750㎡
老朽度:耐用年数済み

観点2 清水区折戸地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで5.4千万円程度になる。
売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	3	施設名	波方海上技術短期大学校	用途
1/3/4/5/9 (教育施設)				
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。				
☐ 売却する場合、売却予定時期：				
観点1	資産の利用度:極めて有効に利用している			
	老朽度:耐用年数平成27年2月(本館)			
観点2	今治市波方地区の大規模再開発の計画はない			
観点3	該当無し			
観点4	土地については借地である。			
	売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。			
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)海技教育機構			府省名	国土交通省
No.	4	施設名	波方海上技術短期大学校艇庫	用途	9 (艇庫)

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
老朽度:耐用年数済み

観点2 今治市波方地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 土地については借地である。
売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	5	施設名	小樽海上技術学校	用途
1 / 3 / 4 / 5 / 9 (教育施設)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の9.4%
敷地面積:27,936㎡
老朽度:耐用年数平成35年9月(本館)

観点2 小樽市桜地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで4億7千万円程度になる。
売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構			府省名	国土交通省
No.	6	施設名	小樽海上技術学校艇庫	用途	9 (艇庫)

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の23%
敷地面積:560㎡
老朽度:耐用年数平成43年2月

観点2 小樽市築港地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで1.2千万円程度になる。
売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	7	施設名	宮古海上技術学校	用途
1/3/4/5/9 (教育施設)				
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性				
当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。				
○ 売却する場合、売却予定時期：				
観点1	資産の利用度:極めて有効に利用している 土地の利用度:法定容積率の21% 敷地面積:15,792㎡ 老朽度:耐用年数平成47年2月(本館)			
観点2	宮古市磯鶏地区の大規模再開発の計画はない			
観点3	該当無し			
観点4	売却した場合は平成18年度路線価ベースで2億4千万円程度になる。 売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。			
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	8	施設名	宮古海上技術学校艇庫	用途
9 (艇庫)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の10%
敷地面積:580㎡
老朽度:耐用年数平成31年9月

観点2 宮古市磯鶏地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	9	施設名	館山海上技術学校	用途
1/3/4/5/9 (教育施設)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の18%
敷地面積:18,358㎡
老朽度:耐用年数平成50年5月(本館)

観点2 館山市大賀地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで3億5千万円程度になる。
売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構			府省名	国土交通省
No.	10	施設名	館山海上技術学校艇庫	用途	9 (艇庫)

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の4%
敷地面積:3,361㎡
老朽度:耐用年数平成36年2月

観点2 館山市富士見地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで5.4千万円程度になる。
売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構			府省名	国土交通省
No.	11	施設名	館山海上技術学校係留施設	用途	9 (係留施設)

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
敷地面積:274㎡

観点2 館山市富士見地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで4.4百万円程度になる。
売却により同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	12	施設名	唐津海上技術学校	用途
1 / 3 / 4 / 5 / 9 (教育施設)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
土地の利用度:法定容積率の14%
敷地面積:19,400㎡
老朽度:耐用年数平成32年2月(本館)

観点2 唐津市東大島町地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 売却した場合は平成18年度路線価ベースで3億9千万円程度になる。
売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	13	施設名	口之津海上技術学校	用途
1 / 3 / 4 / 5 / 9 (教育施設)				

○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。

○ 売却する場合、売却予定時期：

観点1 資産の利用度:極めて有効に利用している
老朽度:耐用年数平成35年7月(本館)

観点2 南島原市口之津町地区の大規模再開発の計画はない

観点3 該当無し

観点4 土地については借地である。
売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。

○ 自らの保有が必要不可欠な理由

学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省		
No.	14	施設名	海技大学校		用途	1/3/4/5/9 (教育施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性						
当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。						
○ 売却する場合、売却予定時期：						
観点1	資産の利用度:極めて有効に利用している 土地の利用度:法定容積率の45% 老朽度:耐用年数平成56年(本館)					
観点2	芦屋市西蔵町地区の大規模再開発の計画はない					
観点3	該当無し					
観点4	土地については借地である。 売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由						
学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。						

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 海技教育機構		府省名	国土交通省
No.	15	施設名	海技大学校児島分校	用途
1/3/4/5/9 (教育施設)				
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性				
当該施設の利用頻度は、年間を通して生徒学生が在籍しており、夏期休暇等を除き通年利用しているため、売却の予定はない。				
○ 売却する場合、売却予定時期：				
観点1	資産の利用度:極めて有効に利用している 土地の利用度:法定容積率の11% 敷地面積:26,330㎡ 老朽度:耐用年数平成21年(本館)			
観点2	倉敷市児島地区の大規模再開発の計画はない			
観点3	該当無し			
観点4	売却した場合は平成18年度路線価ベースで14億2千万円程度になる。 売却により学校と同様の施設を年間とおして確保できる可能性は無い。			
○ 自らの保有が必要不可欠な理由				
学校施設・設備及び船舶職員養成施設の要件であり教育施設・設備として必要不可欠な資産である。				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 海技教育機構	府省名	国土交通省	
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)				
A	合 計	:	百万円	〔 内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
B	現金及び預金	:	741 百万円	
C	有価証券	:	百万円	
D	受取手形	:	百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
E	売掛金	:	104 百万円	
F	投資有価証券	:	百万円	
G	関係会社①	:	百万円	… 関係会社株式
H	関係会社②	:	百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	:	百万円	〔 内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
M	積立金	:	百万円	
N	出資金	:	百万円	
I	長期貸付金①	:	百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金②	:	百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金③	:	百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	:	百万円	〔 内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
M	積立金	:	百万円	
N	出資金	:	0 百万円	保険組合出資金 1 5 万円

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独)海技教育機構	府省名	国土交通省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 18年3月31日現在の売掛金104百万円の内訳は、 ・18年3月に実施した教育に対する未収金であり翌月に全額回収した。 ・17年度実施の施設整備費が翌年度4月機構に入金になったため未収金となった。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 該当なし			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 該当なし			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位: 千円)

法人名	独立行政法人海技教育機構		府省名	国土交通省	
(試験・教育・研修・指導型)					
事務・事業の名称		船員養成・再教育事業			
事務・事業の内容		船員（船員であった者及び船員になろうとする者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。			
国からの財政支出額		平成20年度要求額 2,965百万	支出予算額		平成20年度要求額 3,108百万
対19年度当初予算増減額		148百万	対19年度当初予算増減額		148百万
官民競争入札等 (①)	検討	困難である			
	理由	独法として民間開放を可能な限り推進していく必要があるが、海技教育機構の船員養成・再教育事業は船舶職員に共通に必要な船舶の運航に関する基礎的知識・技能を習得させること、その実施にあたっては、公正性・中立性及び均質性を維持し、特定船社のニーズに左右されないことが必要であること、さらに、船員の確保・育成には、教育の継続性・安定性が不可欠であること等を踏まえた対応が必要であるため。			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	受益者は、一義的には在学する学生、生徒及び海事関連企業ではあるが、四面を海に囲まれた我が国において、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を担っている海運が、船舶の運航に従事する船員によって支えられ、国民生活、国民経済を維持するうえで欠くことのできない存在であることを踏まえれば、「海洋国家」である我が国にとって、受益者は国民全体であり、船員の確保・育成は国の責務である。なお、学生・生徒及び中小船社等から授業料等を徴収しているが、その負担能力については自ずと限界があると考えられることから、死活的に重要な課題である船員の安定的な確保・育成を推進する観点から人材確保上、教育機関としての競争力を失わない程度に、授業料等の経費負担について低額に抑えることも必要である。			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	141百万円 (授業料100,316、入学料11,685、入学検定料3,965、寄宿料1,249、受託収入23,861)			
	運営コスト (内訳、総計)	3,108百万円 (運営費交付金、施設整備等補助金、自己収入等)			
	受益者負担金－運営コスト	－2,967百万円			
	見直し案	船員養成事業における授業料については、保護者の負担への配慮及び人材確保上入学者応募状況に配慮しつつ、公立の高等学校の水準に段階的に引き上げるとともに、再教育事業においても人材育成の観点から教育の魅力を失わないことに配慮しつつ、受益者負担率を向上させる。			
	一体的に実施する法人等	無し			
	内容				

他の法人との一体的実施 (③)	理由	船員養成は、取得する海技資格に対応した各種教育機関における座学教育と航海訓練所の練習船における一元的な航海訓練により構成されている。 具体的には、座学は国土交通省が所管する独立行政法人海技教育機構、文部科学省が所管する商船系の学部を置く2国立大学法人及び同学科を置く5商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構）で実施されており、文部科学省所管の教育機関は、主として外航船員の養成を目的とするものであり、海技教育機構においては主として内航の船員養成及び船員のキャリアアップに必要な実務教育などの再教育を目的としており、養成対象を異にした教育を実施していることから一体的実施は困難である。 また、航海訓練所は上述の各船員教育機関からの委託を受け、一元的に練習船により乗船履歴を付与するための実習訓練を実施しているところであり、海技教育機構が行う座学教育等業務との一体的実施は効率的、効果的な事業の実施に逆行することとなる。
	同様の事務事業を実施している施設	全国各地（9ヶ所）に学校を配置し、教育業務を行っている。
	一体的実施の可否	不可
	内容	
法人内での一体的実施 (③)	理由	北海道から九州まで、ほぼ全国各ブロックに均一して配置しており、入学生の確保からも一体的な実施は適切でない。なお、管理部門（人事、経理）については、静岡市に本部を置き、既に一体的実施を行っている。
	一体的に実施する法人等	無し
	内容	
	理由	
関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施 (④)	一体的に実施する法人等	無し
	内容	
	理由	